**2 大作付け転換・拡大を図るための生産資材費を支援します**

県では、主食用米の需要が減少し、米の価格が下落していることから、主食用米から大豆・麦類、園芸作物、飼料作物への作付け転換・拡大を図るための生産資材費を補助します。

**対象**　農業者、または農業法人および集落営農組織で、令和4年産で主食用米面積を減らし、対象作物面積を拡大できる人など

**補助対象**　種苗費・肥料費・農薬費

※令和3年9月10日から令和4年12月31日までに支出する、納入済みの費用が対象です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象作物 | 補助金額  （10アール当たり） | 下限面積 |
| 大豆・麦・ | 6千円～1万千円 | 10アール |
| 施設野菜、露地野菜、花き、果樹 | 3万千円～29万5千円 | なし |

**申請方法**　農林振興課、各総合支所地域振興課、各農業協同組合（営農担当課）で配布する申請書に必要事項を記入し、営農計画書など作付け転換、拡大する筆が確認できる書類と、生産資材（種苗費・肥料費・農薬費）を購入した際の領収書など購入金額が分かるものを添付して提出

**申請受付期間**　4月下旬～6月下旬（予定）

※受け付け方法など詳細については、決まり次第、市ウェブサイトなどに掲載します。

問い合わせ 県北部地方振興事務所農業振興部農業振興班 電話番号91-0717

　　　　　農林振興課農業経営・水田農業担当　電話番号23-7090

**2　新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請期限延長**

申請期限が6月30日㈭まで延長になりました。支援金の対象者と思われる人には、随時申請書を送付していますが、他市町村からの転入などにより、申請書を持っていない人は、問い合わせください。

　詳しくは、市ウェブサイトで確認するか、問い合わせください。

　問い合わせ 社会福祉課生活支援担当 電話番号23-6012

**3　遺跡内での工事は届け出が必要です**

　埋蔵文化財は、貴重な文化遺産です。自己所有地であっても、土木工事などの際には、文化財保護法に基づく届け出が必要です。事前に文化財課に相談してください。

手続きの流れ　❶工事場所と遺跡範囲の確認❷協議書の提出❸届出書の提出❹市による調査

※工事実施予定日の60日前までに所定様式で届け出る必要があります。届出書の様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

問い合わせ 文化財課調査担当 電話番号72-5036

**3　学生納付特例の申請は忘れずに手続きをしてください**

　国民年金保険料の納付が困難な学生は納付が猶予されます。市民課、各総合支所市民福祉課、古川年金事務所のいずれかで手続きをしてください。

　令和3年度に該当し、令和4年度も在学予定の人には、申請書を送付します。必要事項を記入し、4月中に返送してください。

　在学している学校に変更がある人や申請書が届かない人は、在学証明書や学生証の写しを持参して、再度申請をしてください。

　申請が遅れると、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになったときに、障害年金を受給できない場合があります。

問い合わせ 古川年金事務所 電話番号23-1200

市民課年金担当 電話番号23-6079

**3　国民年金保険料が変わります**

■令和4年度の国民年金保険料

　4月に1年分の納付書を送付します。各月の納付期限（翌月末日）までに納付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 国民年金保険料 |
| 定額 | 月額1万6590円 |
| 定額＋付加保険料 | 月額1万6990円 |

■前納（納付書払い）の保険料割引き

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前納 | 納付額 | 前納額 | 割引額 |
| 1年 | 月額1万6590円 | 19万5550円 | 3530円 |
| 6カ月 | 月額1万6990円 | 9万8730円 | 810円 |

■前納の納期限　1年前納・6カ月前納上期（4～9月分）：5月2日㈪、6カ月前納下期（10～3月分）：10月31日㈪

問い合わせ 古川年金事務所 電話番号23-1200

市民課年金担当 電話番号23-6079

**3　学生用国民健康保険被保険者証の手続きをしましょう**

　国民健康保険の加入者が、大学や専門学校などの就学で市外に転出する場合は、市内に住む家族と同じ世帯として扱うため、手続きが必要です。

　また、学生用の被保険者証を交付されていた人が、卒業や他の保険に加入した場合は、返却の手続きが必要です。

　該当する場合は、保険給付課、市民課、各総合支所市民福祉課のいずれかで手続きをしてください。

※別世帯の人が手続きをする場合は、委任状が必要です。

■入学などで加入するとき

**持ち物**　国民健康保険被保険者証、在学証明書または合格通知、手続きする人の本人確認書類（運転免許証など）

■卒業などで返却するとき

**持ち物**　学生用被保険者証、卒業年月日の分かる書類または新たに加入する社会保険の健康保険証、手続きする人の本人確認書類（運転免許証など）

問い合わせ 保険給付課国民健康保険担当　電話番号23-6051

**3　宝くじ助成を活用しています**

　自治総合センターの令和3年度コミュニティ助成事業を受けた地域の団体が、地域活動に必要な備品の整備を行いました。

　この事業は、宝くじの受託事業を収入源として助成を行い、地域の健全な発展を図るとともに、自治宝くじの普及広報を目的に実施されています。

団体　中志田自治会（鹿島台地域）

内容　書庫、テント、発電機など

問い合わせ まちづくり推進課地域自治・NPO 担当 電話番号23-5069

**3　固定資産課税台帳などの縦覧・閲覧ができます**

■共通事項

**期間**　4月1日㈮～5月31日㈫（土曜・日曜日、祝日を除く）

**場所**　税務課土地担当・家屋担当、各総合支所市民福祉課税務担当

※代理人の場合は、本人自署（法人は代表者から）の委任状が必要になります。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

　土地・家屋の固定資産税の納税者は、他の土地または家屋の価格と比較して、価格が適正かどうかを確認することができます。

**対象**　固定資産税の納税者

**内容**　土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）の縦覧

**持ち物**　固定資産税納税通知書または課税明細書（前年度分も可）、本人確認書類（運転免許証など）

■**固定資産課税台帳の閲覧**

　納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、本人の資産に対する記載部分（借地人・借家人などは、その使用または収益の対象となる部分のみ）を確認することができます。

対象　❶固定資産税の納税義務者❷借地人、借家人などの有償契約者

持ち物　固定資産税の納税義務者：固定資産税納税通知書または課税明細書（前年度分も可）、本人確認書類（運転免許証など）　借地人、借家人などの有償契約者：契約書、本人確認書類（運転免許証など）

問い合わせ 税務課土地担当・家屋担当　電話番号23-2148

**3　ペイジー口座振替受付サービスの対象科目が増加します**

ペイジー口座振替受付サービスの対象科目は、これまで国民健康保険税のみでしたが、令和4年4月1日から市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料、介護保険料も対象に加わります。

　ペイジー口座振替受付サービスでは、窓口に設置してある端末にキャッシュカードを読み取らせることで、振替口座の登録が簡単にできます。

　便利で納付忘れを防ぐことができる口座振替をぜひ利用してください。

**端末設置窓口**　納税課、各総合支所市民福祉課

**対象金融機関**七十七銀行、古川農業協同組合、新みやぎ農業協同組合、ゆうちょ銀行

**持ち物**　❶対象金融機関が発行しているキャッシュカード❷納税通知書❸運転免許証などの本人確認書類

問い合わせ 納税課収納担当 電話番号23-5148

**3　教育費を援助します**

経済的な理由で小・中学生の教育費に困っている家庭に、市が助成する就学援助制度があります。

**内容**　学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学用品費の一部を助成

**申込**　各小・中学校に備え付けの就学援助認定申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して各学校に提出

※収入状況などの審査があります。また、前年度に就学援助を受けていた人で、引き続き援助を希望する場合は申請が必要です。

問い合わせ 学校教育課学事担当 電話番号72-5033